

預金保険制度

預金保険制度とは

預金保険制度とは、万が一金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等（以下、「預金者」といいます）

の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とする制度です。

預金保険制度の対象となる金融機関は次のとおりです。

銀行（日本国内に本店のあるもの）	信用金庫	信金中央金庫
信用組合	全国信用協同組合連合会	労働金庫
労働金庫連合会		

※日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や、日本国内に本店のある金融機関の海外支店は対象外です。
※農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

預金等の保護の範囲

金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（「付加預金」といいます）の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額であり（恒久措置）、それ以外の預金等については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります（注）。

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

（注）平成14年度においては、当座預金、普通預金、別段預金については、特定預金として全額保護となっていました。その後、平成14年の預金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座預金、普通預金、別段預金は決済用預金とみなされ、全額保護となっていました。

		平成14年4月～平成17年3月末	平成17年4月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の3要件を満たす預金 ^(注1) は全額保護（恒久措置）
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円 ^(注2) までとその利息等 ^(注3) を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます （一部カットされることがあります）	
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます （一部カットされることがあります）	

（注1） 決済用預金といえます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2） 当分の間、金融機関が合併を行ったり、営業（事業）の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります（例えば、2行合併の場合は2,000万円）。

（注3） 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。